

整理番号	2	4	1
------	---	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">30</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>		6	年		8	月		30	日
	6	年		8	月		30	日		
支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">/</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; text-align: right;">百万 千</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $14000 \times 0.8 = 11200$)</p>			1	/	2	0	0	円	
		1	/	2	0	0	円			
使 途	<p>事務所駐車場代として(2台分、8月)</p>									
支 出 先	[REDACTED]									

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団
	

駐草場賃貸借契約書

(自動車庫保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地	系	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、契約を締結する。
- 第1条 賃貸借契約は、**2015年10月10日**より**2016年10月10日**迄1ヶ月前に満了する。貸し期間満了の場、必要あれば当業者台議の上、本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き、他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐草場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の草に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐草場又はその設備や駐草場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共に捺印して各1通を所持する。

2015年10月10日

貸主(甲) 生氏 所名 理

借主(乙) 生氏 所名 理

森伸久 印

駐草場賃貸借契約書

(自動車保管場所)

所在地	運田市東6丁目5番地	第	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

貸主(甲)と借主(乙)は、前記条項を双方承諾の上、
 第1条 賃貸借契約は、**5年6月6日**より
 5日迄1ヶ月とする。貸し期間満了の場合、必要であれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 草は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の草以外を置いではならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めたる管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐草場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なまざること。

第7条 乙の草に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わぬものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐草場又はその設備や駐草場の他の自動車に損害を賠償するものとする。
 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

5年6月6日

貸主(甲) 住 氏 所 名 印
 借主(乙) 住 氏 所 名 印
 森伊久磨

請求書

2024年 9月 1日

登録番号

T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所

様

製鉄原料
有限会社 笹島

埼玉県鴻巣市雷電1
電話 048(541)0637
電話 0493(54)5977
FAX 048(541)8870

下記のとおり

申し上げます

税込合計金額		¥5,500		税率	消費税額			
				10%	500			
月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)				摘要
8/	1 廃棄物処理代	1	5,000.00			50000		
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11 【お振込先】 埼玉県信用金庫鴻巣支店							
	12 (普) 0507032 (有) 笹島商店							
合計						50000		

整理番号 6 3

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	 6 年 9 月 1 2 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	4		0	0		0	0
百万	千	円													
	5	4													
	0	0													
	0	0													

使 途	<p>来客用等駐車場賃借料(10.11.12月分)</p> <p style="text-align: right;">60,000 × 0.9 = 54,000.0</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---	--

領収書等貼付欄 ③10、11、12月分駐車場代

領 収 証

あらいー徳事務所様 6年 9月 12日

★ ¥ 60,000

但 駐車場代
上記正に領収いたしました

内 訳 _____
 税抜金額 _____
 消費税額等(%) _____
 内 訳 _____
 税抜金額 _____
 消費税額等(%) _____

〒304-0031 埼玉県北本市中央2丁目103
横山果樹園 横山 功
 TEL 048-591-3947

登録番号 _____ GR1021

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 0037

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 09 月 13 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	4	135	000
百万	千	円							
4	135	000							
使 途	<p>政務活動事務所賃借10月分</p>								

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が 9/10 であるため

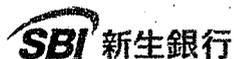
$$150000 \times 0.9 = 135000$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



0037-2

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2024/09/13
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	110 円
キャッシュバック金額	110 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認については[こちら](#)を参照してください。

閉じる

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	大丸屋		
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5		
構造・規模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	約38 m ²	

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月12日 から	3 年 月間
終期	2026年7月11日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃料	月額 150,000 円	(内消費税等 円 ・ 税率 %)
共益費(管理費)	月額 0 円	(内消費税等 0 円 ・ 税率 0 %)
保証金(敷金)	0 円	賃料の 月相相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		
	円	円
礼金	0 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 末日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	埼玉りそな銀行 支店
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	株式会社秀拓	電話	049 (233) 1103
	住所	埼玉県川越市的場新町14-2		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

0037-4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の	ヶ月分	・	<input type="checkbox"/>	円
--------	-------------------------------	-----	---	--------------------------	---

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
 ◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主 住所 埼玉県川越市の場新町14-2
 氏名 株式会社秀拓 代表取締役 米原恭淳 電話番号 049 (233) 1103

借主 住所 [Redacted]
 氏名 須賀 昭夫 電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]
 極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input checked="" type="checkbox"/> 貸主 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	埼玉県知事 (12) 第 8359 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県川越市の場新町	事務所所在地	
商号	株式会社 秀拓	商号	
代表者等	米原 恭淳	代表者等	
登録番号	[Redacted] 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	

整理番号 23

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 09 月 20 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">6930</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;"> </td> </tr> </table>	百万	千	円		6930	
百万	千	円							
	6930								

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p style="font-size: large; text-align: center;">電球取替工事(2灯)</p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $7,700 \times 0.9 = 6,930$</p>		
----	--	--	--

領収書等貼付欄
埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書

No. _____

岡田 静佳 様

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
					7	7	0	0	0

収入印紙

但し電球取替工事 (振込) (折込)

上記の金額正に領収致しました。

R6年 9月 20日

内	現金					摘 要
	小切手					
	約手					
	相殺					
	値引					
	残額					
	合計					

有限会社 松本電機

所沢市小手指町2丁目18番地27

TEL 0429-22-7639・26-9915

FAX 0429-28-8580

※ 印

記

整理番号 257

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 9 月 20 日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 176000円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(按分した場合の積算方法 $220000 \times 0.8 = 176000$)</p>
使 途	<p style="font-size: large;">事務所家賃と12(9月分)</p>
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

整理番号 65

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 9 月 20 日	支出額	百万 千 円 1 7 4 6 3 6
-------	--	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 **政務活動事務所家賃共益費、駐車場代**

194040 × $\frac{9}{10}$ = 174636

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。 ATM

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
10404	06-09-20	14:01	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥193,600	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
百	千	百	円

お振込明細またはご案内

お受取人 **ミツビツユー・イツ・イー**
オオクラヤマ
 普通 0646625
 セイワツヨウコウ(カ様)
 登録番号 0005

ご依頼人 **ヒカツヤマトオルセイムカツウツムツヨ様**

電話番号 XXXXXXXXXX
 取扱番号 **300036**

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書(別)

8888

使用すること。

※領収書等には、①年月日、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

北野第2ビル 3階

東山 徹 様

令和6年3月1日～令和11年2月28日

特約事項

- 乙が本物件を引渡時の現況から標記(A)の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等(以下「残置物」という)についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北野 毅	[Redacted] 東山 徹
	連帯保証人・丙
印	[Redacted] [Redacted]

媒介業者		
[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・	[取引態様] 「貸借」/媒介・代理・
[免許証番号] 埼玉県知事(12)第8534号	[免許証番号] 埼玉県知事(5)第19372号	[免許証番号]
[免許年月日] 令和 4年 5月 17日	[免許年月日] 令和 3年 7月 13日	[免許年月日]
[主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園2-13	[主たる事務所] 埼玉県入間市豊岡1-1-22	[主たる事務所]
[商号又は名称] 狭山不動産株式会社	[商号又は名称] 株式会社ハウスネット	[商号又は名称]
[代表者の氏名] 代表取締役 川平 兼司	[代表者の氏名] 代表取締役 新井 靖	[代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] [Redacted]	[登録番号] [Redacted]	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士) 川平 兼司	(宅地建物取引士) 新井 靖	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園2-13 狭山不動産株式会社 電話 04(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園1-1-3 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

【普通】建物賃貸借契約約款（事業用）

第1条（契約期間）

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条（使用目的）

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条（賃料および共益費等の支払い）

- 乙は、(B)の賃料、共益費、駐車場賃料、その他料金（以下、「賃料等」といいます。）を(B)に記載された甲が指定する支払方法（別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法）にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割り計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数=日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

第4条（礼金・権利金）

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または権利金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求められないものとします。

第5条（敷金・保証金）

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金（以下、「敷金等」といいます。）を甲に交付します。ただし、敷金等には利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等の不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができる。この場合、乙は甲より正当の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならないものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充当を請求することができないものとします。
- 甲は、本物件の明渡し確認後、乙が差し入れた敷金等から未払い賃料等その他本契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を差し引き、その残額を速やかに乙に返還します。ただし、明渡し時の乙の修繕義務に伴う費用負担に関する協議が完了していない等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、確定後に返還します。なお、返還に要する費用（振込手数料等）は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第6条（駐車場等）

- 乙は、敷地内の駐車場等（バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。）を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承諾を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得なければなりません。
- 甲は、天災地変・火災・爆発・飛来・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべきからざる事由により乙に損害が生じても、一切その責めを負いません。
- 乙は、故意または過失により本物件の施設または他に駐車中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管場所使用承諾証明書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。ただし、発行に伴い事務手数料および郵送費用等実費は、乙が費用負担するものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続きを行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条（損害保険等の加入義務）

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に備え、自己の負担にて借家人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第8条（付帯設備）

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め承知します。

第9条（乙の善管注意義務）

- 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「善管注意義務」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた細則等がある場合、これを遵守します。
- 乙（来店者・来訪者等の関係者を含む）が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条（届出または通知事項）

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等を、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いずれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
 - 本物件を1ヶ月以上の長期にわたり使用しないとき
 - 乙の商号、所在地、代表者、事業目的、主要株主等の重要な事項または、表面【押印欄】に記載した連絡先に変更が生じたとき
 - 乙が合併、事業譲渡、会社分割等を行うとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 連帯保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡、後見開始・保佐開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修理・修繕を要するとき

第11条（禁止事項）

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を変更すること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく一切の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊（民泊）させること
- 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改築、移転、看板その他の工作物の取付、改造、工作を伴う模様替え等により現状の変更をすること
- 本物件内に引火、発火、爆発、震動、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、犬、猫等の動物（魚等であって明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない動物を除きます。）を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
- 銃砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物）等、興奮・幻覚、酩酊等の作用を人の精神に及ぼすおそれがある物を製造、販売、使用、所持すること
- 危険行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑および共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為をすること
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらの者を総して「反社会的勢力」といいます。）の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件および共用部分に、反社会的勢力であることを感知させる名称、看板等を掲示すること
- 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、粗野、粗暴等の行為をなして、近隣者および他の入居者・管理者に不快感、不快感や迷惑を与えること
- 別途定められた細則等がある場合、これに違反すること

第12条（修繕義務と費用負担義務）

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修理・修繕を行うものとする。ただし、乙の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を越えるような使用による損耗等、乙の責めに必要とされた修理・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承諾を得ることなく自らの費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕義務を免れます。
 - 物件の建具類、ブラインド、ガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
 - 籠球、蛍光灯、電池等の消耗品の交換
 - 本物件内の乙の造作・設備に対する修繕
 - バス・トイレ、流し台等の排水の水回りの水垢・カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた汚損の除去・補修、給水・排水栓（パッキン）の交換
 - (A)記載の鍵を紛失した場合の交換および新設置費用
 - その他、付帯設備等の軽微な補修
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について認容し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じたとしても、甲はその責めを負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならないものとします。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならないものとします。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物塵芥処理の費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

第13条（造作等）

- 乙は、本物件の造作等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
 - 本物件に造作等を設置するとき
 - 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加または変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い造作等を設置した場合、当該造作等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第14条（賃料等の改定）

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、諸物価の変動等により、(B)の賃料等が不相当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

第15条（一部滅失等による賃料の減額等）

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができるものとします。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

第16条 (契約の消滅)

天災、地震、その他甲の責めに帰すことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が取用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、それによって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとし。

第17条 (更新および更新料)

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は(B)の更新料、更新事務手数料を支払い、賃貸借期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とする。
2. 本契約が更新(前項の更新および借地借家法の法定更新を含みます。)された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(B)の更新料を支払います。

第18条 (契約の解除)

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の債権関係が損なわれたと認められたとき、甲は甲からの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 入居申込書または本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したことが判明したとき
 - (2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上遅延したとき
 - (3) 乙が銀行取引停止または手形、小切手の不渡処分を受けたとき
 - (4) 乙について、破産・民事再生・会社更生・特別清算またはこれらに類する法的手続きの申し立てがあったとき
 - (5) 騒音、悪臭の発生その他の公衆衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき
 - (6) 本契約の各条項の定め反したとき、または別途定められた細則等がある場合、これに反したとき
3. 第1項および前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができず、甲は同各項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 本契約第26条の表明保証に反する事実が判明したとき
 - (2) 本契約締結後に、自らまたは役員(業務執行社員、取締役、執行役またはこれらに準する者)が反社会的勢力に該当したとき
 - (3) 本物件またはその周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 第11条第9号から第16号までに掲げる行為を行ったとき
 - (2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
 - ① 甲に対する暴力的な言動による要求行為
 - ② 甲に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 甲に対し脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準する行為

第19条 (解約の申入れ)

1. 乙は、本契約を解約する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了する場合、〔標記〕B-①に記載する予告期限までに、甲に対し書面にて申し入れし、この場合、申入れにより予告した解約日または契約期間満了日をもって、本契約は終了します。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、申入れをした解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、甲に支払います。
3. 第1項の解約または期間満了による終了の申し入れを、〔標記〕B-①に記載する予告期限までにを行わなかった場合、乙は〔標記〕B-②の賃料相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することができます。
4. 甲が乙に対して、解約の申し入れをし、乙が承諾した場合は、申入れの日から3ヶ月の経過をもって本契約は終了します。ただし、甲からの解約申し入れ後3ヶ月経過前に、乙が甲に対し、本物件を任意で明け渡したときは、その日をもって、本契約は終了するものとします。

第20条 (明渡し、原状回復義務等)

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
 - (1) 乙が本物件内に搬入したすべての物品等の収去、設置した造作・設備等の撤去
 - (2) 乙が本物件を変更した箇所および本物件に生じたすべての汚損、または損傷箇所の修復
 - (3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ・汚物等の処理
 - (4) 乙が使用した公共料金等の諸費用の精算
 - (5) 〔標記〕Eに記載された鍵の返還
 - (6) その他明渡しに必要な全ての措置
3. 乙は、乙の故意または過失、善管注意義務違反により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、善管注意義務違反による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然損耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗については、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別途特約の定めがある場合には、その定めによるものとします。
5. 乙が、本物件を明け渡した後、本物件に残留した物品がある場合、甲は乙がその所有権を放棄したのとして、任意にその物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議申立をせず、処分に必要な費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等をする場合、甲に対して、明渡し移転料、立退料、損害賠償料その他各名目の如何にかかわらず、本契約に基づく以外の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の負担にて本物件の改装・改良等を行い、明渡し時にその価値が現存する場合であっても、乙は支出した費用または価値の増加額の支払いを甲に請求することはできません。
8. 本契約の終了後においても、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了日に至るまでの賃料の倍額に相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

第21条 (立ち入り)

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとなります。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、漏水、ガス漏れ、救急等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとし。

第22条 (連帯保証人)

1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新(自動更新を含みます。)に関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の場合、その負担は〔標記〕Hに記載の極度額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第10条の届出または通知できない場合、乙に代わって届出または通知を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完済されるまでその責めを免れることができません。
4. 丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、その他甲の認める連帯保証人としての資格を失ったときは、甲は、乙に対し、新たな連帯保証人の追加もしくは変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で連帯保証契約を締結させるものとします。乙が他の連帯保証人を選任できなかったときは、または甲の承諾を得ることができなかったときは、甲は本契約を解除できるものとします。
5. 乙は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
6. 丙が甲に対し、身分証明書を提示して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無およびその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べないものとします。
7. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

第23条 (賃借人から連帯保証人への委任)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の申出に応じて合意解約する権限および、本物件の明渡しに関する一切の権限を丙に委任します。
 - (1) 乙が賃料の支払を3ヶ月以上滞り、または遅延を繰り返す、甲が相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず応じないとき
 - (2) 乙が甲への届出をせずして所在不明となり、2ヶ月以上経過したとき
 - (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解約することができません。

第24条 (家賃債務保証業者の提供する保証)

第22条第7項に基づき、〔標記〕Hに記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合に、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続きを取るものとします。

第25条 (遅延損害金等)

1. 乙は、本契約から生じる金銭債務(賃料等)の支払いを遅延した場合、甲に対し、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、別途締結する保証委託契約または支払委託契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。
2. 乙は、本契約から生じる金銭債務(賃料等)の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者から電話、メール、文書または訪問等により督促を受けた場合には、督促1回につき手数料として金3,000円(別途消費税等)を甲に支払うものとし。

第26条 (反社会的勢力の排除に関する表明保証)

1. 甲および乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号につき、表明し保証するものとし。
 - (1) 自分が反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属さないこと
 - (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自らの名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第27条 (守秘義務および個人情報保護)

1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または盗用してはならないものとし。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取り扱いを行うものとします。
3. 甲および乙は、前項に定めるところにより事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、または個人データを第三者に提供してはならないものとし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条 (消費税等)

〔標記〕Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等については、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変動するものとし。

第29条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約に関する訴訟の提起等、裁判上の手続きをしようとするときは本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙とは各々の義務を重んじ誠意をもって協議善処します。

以上

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狭山市富士見1丁目14番11号 名称（北野第2ビル駐車場）内 第 [] 号
車種及びナンバー及び色	
賃料総額	壹ヶ月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 ー 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 ー 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄向う5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）
- 第2条 賃料の支払いは毎月、末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）
万一、壹ヵ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地を原状に復して貸主に返還するものとする。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力であることが判明したとき。
 - ③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせたとき。
 - ④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。
 - ⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第12条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌月末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第1条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より1カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の0.5カ月相当額(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第2ビル3階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000円(消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000円(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 6年 3月 14日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山1-28-11-702号
貸 主(甲)	
氏 名	聖和商行株式会社 代表取締役 北野 敦也
住 所	[REDACTED]
借 主(乙)	
フリカ、ナ 氏 名	東山 徹
自宅TEL ([REDACTED])
勤務先TEL ([REDACTED])

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員
住 所 埼玉県狭山市祇園2番13号
商 号 狭山不動産株式会社
代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員
住 所 埼玉県狭山市祇園1番1
商 号 株式会社ハウスネット
代表者 代表取締役 新井靖
TEL 04-2956-5500

整理番号	130
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費	
9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費	

支出年月日	06年 09月 25日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27000</td> <td></td> </tr> </table>	百万	千	円		27000	
百万	千	円							
	27000								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃 (9月分) ¥30,000 × 0.9 = ¥27,000 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄

- ① 令和6年9月25日
- ② 柿沼 貴志
- ③ 家賃 (9月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56509	06-09-25	10:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証 (硬 貨)
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

ご依頼人 カキマタカツセイムカッタウツムソコ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付済

取扱番号 250001 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新> ②

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1~2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番1,2号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ <u>亜鉛メッキ鋼板葺</u> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡(登記面積 ㎡)			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="padding: 5px;">令和1年6月24日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板、 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	※振込手数料は借主負担となります				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名				

整理番号	132
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】
6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費	
9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費	

支出年月日	06年 09月 25日	支出額	百万 千 円 [] [] [] [4] [5] [9] [9]
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場代 (9月分) ① ¥5,110 × 0.9 = ¥4,599 支払額 按分率 政務活動費		
	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。		

領収書等貼付欄	① 令和6年9月25日
⑤ 柿沼 貴志	③ 駐車場代 (9月分) ①

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	*****
0017	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
取扱店	お取引日	時刻	
56509	06-09-25	10:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		お取引現金内訳	
		(1万円) (5千円) (1千円) (何円) 円 万円 千円 円 円	
お振込明細またはご案内 電信			
お受取人	[REDACTED]		
ご依頼人	カキマタカツセイムカト ウツムツヨ様		
電話番号	[REDACTED]		印紙税申告納付済
取扱番号	250002		税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場使用契約書

★ 契約期間は満期していますが
 自動更新になっています。

貸主 [] (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」)

動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2	
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所 []

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 円
支払期限: 契約時一括支払い	
支払方法	1. 口座振替 振込先金融機関名: [] 預金: [] 口座番号: [] 口座名義人: [] 振込手数料負担者: 借主
	2. 振込
	3. 持参 持参先: []

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 []
	住所 []

管理業者	商号又は名称
	所在地・TEL
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 号
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条
てはな
2 乙は
3 乙は
一 届
二 届

宅地建物 取引業者	商号(名称)	代表者
	事務所所在地・TEL	
	免許証番号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	

(乙の
第6条

(契約
第7条
場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本項
損害)

※印は実印

☆契約期間は
過ぎてしまっていて
自動更新になって
います

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]
田村昌之 (タムラマサユキ)

貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

整理番号

	1	0	9
--	---	---	---

 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">9</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr> </table> 日	0	6	0	9	2	5	
0	6							
0	9							
2	5							
支出額	百万 千 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td><td style="width: 20px; height: 20px;">4</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)			6	4	0	0	0
		6	4	0	0	0		
使 途	10月分事務所賃借料							
支 出 先	XXXXXXXXXX							

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 NO3号室
所在地（住居表示）	埼玉県東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造面卸メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所（貸事務所）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター（専用）、東京電力メーター（専用）、公共下水道メーター（専用）、冷暖房機、駐車スペース（2台分） 電気湯沸かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日	から	3	年	0	月	間
終期	令和7年6月30日	まで					

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（税込価格80,000円・税率 %）
共益費（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金（敷金）の償却・敷引	敷金の償却、敷引はありません。
家財保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う 振込 <input type="checkbox"/>
振込手数料負担者	借主 持参先

家財保険は借家人賠償保険付きに3年加入、保険金額は家財の対象により金額が異なります。上記の40,000円は目安としてください。以下余白

109-2

(5) 貸主

貸主 氏名	■■■■■■■■■■	電話	■■■■■■■■■■
住所	■■■■■■■■■■		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者 住所	■■■■■■■■■■
氏名	■■■■■■■■■■

(6) 連帯保証の極度額

極度額	円
-----	---

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者 商号または名称	■■■■■■■■■■	電話	■■■■■■■■■■
所在地	■■■■■■■■■■		
家賃債務保証業者登録制度登録番号	■■■■■■■■■■	国土交通大臣 第 号	■■■■■■■■■■

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無（有・無）

更新料の金額	<input type="checkbox"/> 新賃料の 月分・ <input type="checkbox"/> 円
--------	--

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約事項

- 本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させていただきます。
ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に切り掛かります。
クリーニング工事が敷金より少ない金額の場合は敷金の差額を返還し、敷金を超えるクリーニング工事費用の場合は差額の工事費を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させて頂くこともあります。
- 既存のエアコンや照明器具、造作等は戻放きでの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行うものとし貸主は行いません。
- 不動産賃貸借契約条項のうち、第5条（共益費）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署（印）名押印の上、各自その通を保有する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主（住所）	■■■■■■■■■■
（氏名）	■■■■■■■■■■（電話番号）

借主（住所）	■■■■■■■■■■
（氏名）	中屋敷 慎一（電話番号）

連帯保証人（住所）	■■■■■■■■■■
（氏名）	■■■■■■■■■■（電話番号）
（極度額）	円

※連帯保証人が法人の場合は保証額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士（この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています）

整理番号

	1	1	0
--	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">9</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr> </table> 日	0	6	0	9	2	5	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> </tr> </table> 百万 千 円				3	5	2
0	6														
0	9														
2	5														
			3	5	2										

※政務活動費を充当した金額を記載

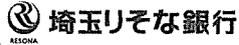
使 途	<p>10月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">4 4 0 × 0.8 = 3 5 2</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない
 (別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38042	06-09-25	13:39	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			(破) 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0002

ご依頼人

サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ツ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 400120

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 50 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 9 月 25 日 <small>7月25日 8月26日</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: x-small;">百万</td> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center; font-size: x-small;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>		3	7	4	2	2	百万					円
	3	7	4	2	2										
百万					円										

使途	<p>総務駐車場賃借料(7~9月分)2台 $\{6600(\text{賃料}) \times 2台 + 660(\text{手数料})\} \times 3月$ $= 41580$</p> <p>(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $41580 \times \frac{9}{10} = 37422$</p>
----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
<p style="font-size: 2em; margin-left: 20px;">※ 別紙</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 20px auto; padding: 5px;">別紙明細</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>_____ (振込手数料)</p> <p>=====</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 50 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

店番 口座番号

[Redacted]

渡辺隆一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

[Redacted]

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
----	-------	-------	------

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
------------	------------	------------	------------

06-07-25 .送金	*13,860	サトウ 伊才	← 駐車料金(2台分) 7月分
--------------	---------	--------	-----------------

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
------------	------------	------------	------------

06-08-26 .送金	*13,860	サトウ 伊才	← 駐車料金(2台分) 8月分
--------------	---------	--------	-----------------

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
------------	------------	------------	------------

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
----	-------	-------	------

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
------------	------------	------------	------------

06-09-25 .送金	*13,860	サトウ 伊才	← 駐車料金(2台分) 9月分
--------------	---------	--------	-----------------

[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
------------	------------	------------	------------

新白岡駅東口 XXXXXXXXXX パーキング契約書

賃貸人	XXXXXXXXXX (以下甲という)		
賃借人	渡辺 聡一郎 (以下乙という)		
所在地	白岡市新白岡4丁目7番 XXXXXX		
名称	斉藤 勲・パーキング	番号	XXXXXX
賃料	月額金 6,600円		
車種・車番	777ウス XXXXXX	他/台	
賃料振込先	XXXXXXXXXX 口座名義 XXXXXXXXXX (振込手数料は乙の負担とする)		

上記駐車場を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は、2023年7月1日 から 2025年6月末日 迄向こう2年間
但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条 (賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払うものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条 (承諾・通知義務)

- 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
- 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲に通知するものとする。

第4条 (禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 契約車両以外の車を駐車すること。
2. 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
3. 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
4. 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
5. 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為(アイドリング等)をすること。
6. 違法車両(改造車)の駐車。
7. その他各条項に違反する行為。

第5条 (免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

新白岡駅東口 [REDACTED] パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。

尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年7月 / 日

賃貸人(甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

電話 [REDACTED]

FAX

賃借人(乙) 住所 [REDACTED]

氏名 渡辺 聡一郎

電話 [REDACTED]

携帯 [REDACTED]

整理番号 98

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>令和 6年 9月 26日</p>	<p>支出額</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">1</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">04</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">796</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	04	796
百万	千	円							
1	04	796							

※政務活動費を充当した金額を記載

<p>使 途</p>	<p>建物賃借料(事務所10月分家賃料 馬車場式)</p> <p style="text-align: right;">$116,440 \times 0.9 = 104,796$</p>
------------	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38052	06-09-26	12:30
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		印 認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

事務所10月分
家賃料 110,000円
馬車場式 6,000円

440円 [振込手数料]

お振込明細またはご案内 電 信

お受取人 電 信

カネコウタセイムカット"ウツ"ムソヨ様

電話番号

取扱番号 300035

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

貼付しないこと。
スペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
号(枝番)を付すこと。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事 業 用 建 物 賃 借 契 約 書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、事業用建物賃借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃借契約約款」に基づいて、下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務について賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大間事務所			1-2 階		
	所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3					
		(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3					
	種 類	事務所	家屋番号	798番3			
構 造	軽量鉄骨造 / 2 階建						
面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約	22.21 坪)	その他使用 可能な面積	m ² (約 坪)		
	バルコニー	m ² (約	坪)				
物件の所有者	(住所)						
	(氏名)						
使用目的	事務所						
頭書(2) 賃借条件	賃 料	月額	110,000 円(うち消費税	10,000 円)	敷 金	(賃料の	ヵ月分)
	管 理 費	月額	円(うち消費税	円)		(金額)	220,000 円
	共 益 費	月額	円(うち消費税	円)	礼 金	(賃料の	ヵ月分)
	駐 車 料	月額	円(うち消費税	円)		(総額)	0 円
	付属施設料	月額	円(うち消費税	円)	権 利 金	(総額)	円
	雑 費	月額	円(うち消費税	円)		(うち消費税)	円
	保 險 料	総額	円(うち消費税	円)	更 新 料	(総額)	円
	保 証 料		円			(うち消費税)	円
	保 証 金		円(3.3㎡当たり	円)	更 新 手 数 料	新賃料の	1 ヲ月分
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後				(別途消費税)	
保証金の償却	・建物明渡し時に %		・契約更新時毎に %				
	(総額)	円	(総額)	円			
	(うち消費税)	円)	(うち消費税)	円)			
	・その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)						
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間						
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヲ月の経過をもって発生する。						
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)					
	振込先						
	口座名義人						
	口座引落	委託会社名					
	翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。						
	振込金額合計 (振込手数料はこの負担とする) 110,000 円						

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No. 
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
 ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



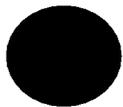
【貸主代理】

埼玉県鴻巣市栄町2番24号
 株式会社エーティーホームズ
 048-540-2311



【借主】

埼玉県鴻巣市糠田1363番地1
 金子 裕太



整理番号 74

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	06 年 09 月 27 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 33%;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 33%; text-align: center;">49500</td> <td style="border: 1px solid black; width: 33%;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		49500	
百万	千	円							
	49500								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: large; font-weight: bold;">政務活動事務所賃借料10月分</p> <p style="font-size: large;">55,000 × 0.9 = 49,500</p>		
	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法)		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
56706	06-09-27	14:54	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)	おつり		

お取引現金内訳			
(1万円)	(5千円)	(1千円)	認 証
円	千	円	(印) (認)

55,000

0 [振込手数料]

55,000

お受取人	<p>お振込明細またはご案内</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 40px;"></div>
ご依頼人	<p>〒ハ タツヤ様</p> <p>電話番号 XXXXXXXXXX</p> <p>取扱番号 270001</p>

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③発行元(※印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→)、④発行元(※印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→)、⑤宛名が記載され、⑥領収書の発行元(※印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→)に支出されたか分かるような記載)、⑦発行元(※印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→)を記載すること。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)
(振込先) XXXXXXXXXX

上記物件を賃貸人(甲) XXXXXXXXXX と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

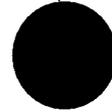
令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、
以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(2019年6月1日 を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、 2023年6月1日 から、 2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	62,500 円

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。
なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 2 日

賃貸人 住所 []
氏名 []

賃貸人 住所 -----
氏名 ----- (印)

賃借人 住所 []
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []
氏名 [] 続柄 []
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
入居者の表示 (更新時現在)	逢澤 圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会	048-824-2111

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [Redacted] と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 [Redacted]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

Table with 2 columns: Item (更新料, 更新事務手数料) and Amount (5,000円, 0円) with details in parentheses.

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

Table with 2 columns: Item (駐車場使用料) and Amount (5,000円) with details in parentheses.

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

Table with 4 columns: Item (敷金), ①原契約終了時の残存金額 (5,000円), ②更新時の返還金額 (0円), ③更新時の追加交付金額 (0円), ④更新時の合計預り金額 (5,000円)

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税(地方消費税含み本書において「消費税等」といいます)が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年5月12日

賃貸人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

賃貸人 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

賃借人 住所 [Redacted]
氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [Redacted] 携帯電話番号 [Redacted]
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted] 続柄 [Redacted]
自宅電話番号 [Redacted] 携帯電話番号 [Redacted]
勤務先名称 [Redacted] 勤務先電話番号 [Redacted]

<本件自動車> 車種 軽自動車・小型自動車・普通自動車
メーカー名 ホンダ 車名 ステップワゴン 色 白

<賃借住宅> 名称 加藤コーポラス 部屋番号 101

株式会社タイセイ・ハウジング
埼玉県川口市栄町3-

川口営業所
048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

タイセイ・リビングクラブ加入書（会員化施策用）

お申込プラン	■ 月額 1100 円(税込)	月額 2200 円(税込)
--------	-----------------	---------------

加入月	2023 年	3 月
-----	--------	-----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	

対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田 2 丁目 8-5

フリガナ	
氏名	

同居家族

●お問い合わせフリーダイヤル
☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店
株式会社タイセイ・ハウジー
川口 営業所
TEL: 048-498-6161

種別	
----	--

申込区分	□プラン変更 変更開始月 (年 月)	□記載内容変更 変更日 (年 月 日)
------	----------------------------	-----------------------------

整理番号 3 1 4

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">6年 9月 29日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;">1 6 2 0 0</p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	---

<p>使 途</p>	<p>駐車場賃借(3台分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">18,000 × 0.9 = 16,200</p>
------------	---

領収書等貼付欄
埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証 No. _____

小川 たいせい 事務所 様 2024年 9月 29日

★ 18,000 -

但 10月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



※領収書(記載)④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、記

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地という。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐車場賃貸借		
土地の表示	所在地	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃料等	賃料	月額 1区画につき 6,000円	
	保証金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地という)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

平成 4 年 7 月 15 日

以上のおお、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 2

整理番号 315

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 9 月 30 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1896</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	1	2	1896
百万	千	円							
1	2	1896							

使途	<p>事務所賃借(10月分)</p> <p style="text-align: right;">$(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896$</p>
----	--

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">別紙明細</div>	
<p>_____ [振込手数料]</p>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にき 整理番号(枝番)を付すこと。)</p> </div>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和 4 年 2 月 12 日

小川 直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要ですから充分理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明をする宅地	登録番号	氏名
免許年月	平成 29 年 5 月 6 日	建物取引士	氏名	氏名
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡5-9 ファイブエスケー 代表取締役 伊藤 謙一 TEL:049-288-1101	業務に従事する 事務所所在地 〒300-0001 TEL:049-288-1101	業種	埼玉県坂戸市八幡5-9 ファイブエスケー株式会社

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡 1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取付	床面積 63.10㎡
通車	東武東上線 坂戸駅 徒歩 13 分
貸主	氏名: [] 住所: []
管理の委託先	ファイブエスケー株式会社 埼玉県坂戸市八幡 2-3-2 TEL:049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有人名義人	氏名: [] 住所: []
甲区	所有権以外の権利に関する事項 無
乙区	所有権以外の権利に関する事項の概要 有
丙区	所有権

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049-(288)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	0120-995441
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	ガス	台無
台所	専用(水洗)	冷暖房	無
トイレ	専用(水洗)	電話	設置(可)
浴槽	無		
湯沸	有(設置物扱い)		

※店舗内の物は全て残置物

4. 法令に基づく制限の概要(無)・有:該当する法令名を○で囲むこと

- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法
- ⑤当該宅地建物造成が土砂災害警戒区域内か否か
- ⑥当該宅地建物造成が土砂災害警戒区域外か否か
- ⑦当該宅地建物造成が津波災害警戒区域外か否か

8. アスペクトの調査に関して(やっていない)

9. 耐震診断について

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)

10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和 4 年 2 月 12 日 から 令和 7 年 2 月 11 日迄 (3 年間)

11. 貸賃条件

賃料	月額 135,000円(就込み)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の 2 ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の 2 ヶ月分 270,000円

更新に関する事項

1. 協議の上 3 年毎に更新することができる
2. 更新手数料(有:新賃料の 1 ヶ月分+消費税)
3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との不相当など)

敷金等の精算に関する事項

1. 滞納賃料等、損害金と相殺する
2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有)
3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の放置・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)

用途制限

事務所

利用制限

ペット不可・楽器不可・

12. 損害賠償額の予定等に関する事項

- ①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します
- ②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を借主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する遅延損害金を支払わなければならないものとします

13. 契約の解除に関する事項

- ①借主は、貸主にに対し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月前分の賃料を支払って即時解約できます
- ②借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず支払がなされないとき、借主が使用目的以外に使用するための禁止事項の行いや、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の継続が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます

14. 建物完成時の形状・構造等

該当しない

15. 支払金または預かり金の保全措置の概要

保全措置 無し

16. 金銭貸借のあつせん

無

17. 供託所等に

保証協会の名称・所在地	(公)不動産保証協会 東京都千代田区紀尾井町3-80
所屬地方事務所所在地	(公)不動産保証協会埼玉県本部 埼玉県さいたま市西蒲1-11-89
弁済業務保証金の供託所	東京都千代田区大手町1-3-8

18. 備考

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円 を支払うこととします

令和 4 年 2 月 12 日

小川 直志 氏名

整理番号 315 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
39842	06-09-30	09:55
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥135,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証
円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人
サイタマケツソキン
サカト
普通 8289798
ファイニステート(カ様
登録番号 0005

ご依頼人
オカワタシ セイムカット ウツムソヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 300473

印紙税申告納付に浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

整理番号 262

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 09 月 30 日
支出額	<div style="text-align: right;"> 百万 千 00 1 2 0 0 円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">(按分した場合の積算方法 $14000 \times 0.8 = 11200$)</p>
使 途	<p style="font-size: large;">事務所駐車場と12(2台分.9月)</p>
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

駐車場賃借契約書

(自動車保管場所)

所在地	連田市東6丁目5番地	系	号
車種及びナンバー			
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也		

貸主(甲)と借主(乙)は、前記条項を双方承諾の上、
 賃借契約を締結し、
 5月25日迄1ヶ月とする。貸し期間満了の場合、必要であれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は早に持参して支払うこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なまざること。

第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共に捺印して各1通を所持する。

令和5年6月6日

貸主(甲) 住 氏 所 名 地
 借主(乙) 住 氏 所 名 地

整理番号 53 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 9 月 30 日 <small>7月29日, 8月28日</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">3</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		2	5		3	3		4	1
百万	千	円													
	2	5													
	3	3													
	4	1													

使 途	<p>事務所賃料(8~10月分) 93520(賃料) + 330(手数料) = 93830</p> <p>93830 × 3% = 281.490</p> <p>(政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) 281.490 × 9/10 = 253.341</p>
-----	--

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="font-size: 2em; margin-top: 20px;">※別紙</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 20px auto; padding: 5px;">別紙明細</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>_____【振込手数料】</p> <p>_____</p> </div>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p>※領収書等は、重ねて貼付しないこと。</p> <p>※領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。</p> <p>(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。</p> <p>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 53 - 3

61-1.事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	シオン店舗1階 102号室		
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4		
構造・規模	軽量鉄骨造陸屋根3階建て		
用 途	事務所		
契約面積	1 階部分	38	㎡

(2) 使用目的

政務活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間	
終期	2026 年 6 月 30 日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額	93,500 円 (内消費税等 8,500 円 ・ 税率 10 %)	
共益費(管理費)	月額	円 (内消費税等 円 ・ 税率 %)	
保証金(敷金)	187,000 円	賃料の	ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
テナント総合保険	22,500 円	仲介手数料	93,500 円
礼金	93,500 円		
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 28 日までに支払う	
	<input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別 普通
	口座番号		口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者 借主 持参先			

(5) 貸主

貸主	氏名	電話
	住所	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

整理番号 53 - 4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。
 本契約において、田中三郎を連帯保証人とする。
 更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。
 口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。
 口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料はこの負担とする。
 本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします。借主負担。
 既存の流し台は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。
 退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。
 退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。
 以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023年 7月 | 日

貸主 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 代理人有限会社田口住 [REDACTED]
 電話番号 [REDACTED]
 借主 住所 [REDACTED]
 氏名 渡辺 聡一郎 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
 連帯保証人 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
 極度額 3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている番室を兼ねています)
 取引態様 媒介 ・ 代理 取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 埼玉県知事(12)第 [REDACTED] 号 免許証番号 [REDACTED] 第 [REDACTED] 号
 事務所所在地 埼玉県白岡市小久喜119 [REDACTED] 事務所所在地 [REDACTED]
 商号 有限会社 田口住宅 [REDACTED] 商号 [REDACTED]
 代表者等 吉岡 由隆 代表者等 [REDACTED]
 登録番号 [REDACTED] 登録番号 [REDACTED] 第 [REDACTED] 号
 宅地建物取引士 [REDACTED] 宅地建物取引士 [REDACTED]

整理番号 127-1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 10 月 1 日	支出額	百万 千 円 1 5 9 7 2 0
使 途	事務所家賃(R6.10月~R6.12月) 自民党越谷支部と共同事務所のため折半 $133,700円 \times 3か月 \div 2 \times 8/10 = 159,720円$ 政治活動に使用する割合が8/10以上であるため		

領 収 証

No. 008308

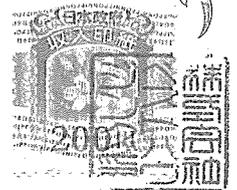
浅井 明 様

2024年10月19日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル 201号室 10月分賃料として (2024年10月19日入金)
 上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 1 2 7 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 008329

浅井明 様

2024年11月18日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル201号室 2024年11月分賃料として(2024年11月1日入金)
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番6号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号

127-3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 008347

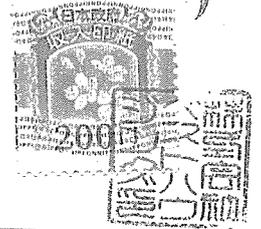
浅井明 様

2024年12月20日

金額

¥133,100-

但し 森田ビル 201号室 12月分賃料として (2024年12月3日入金)
上記の金額正に領収いたしました。



内 訳

税抜金額

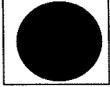
消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

12-4

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35.84 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日から	3年0月間	
終期	2026年6月30日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の	3	ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引					
		円			円
礼金		円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名		口座種別		
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者		持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

127-5

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。

この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。

貸主は借主に対し書面により承諾することとする。

・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。

・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
	電話番号	[Redacted]
借主	住所	埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
	氏名	浅井 明
	電話番号	048 (962) 5777
連帯保証人	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
	電話番号	[Redacted]
	極度額	3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士	(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-	事務所所在地 号
商号 株式会社 ベストハウ	商号 号
代表者等 八巻 康雄	代表者等 号
登録番号	登録番号 第 号
宅地建物取引士	所属する事務所 本店 宅地建物取引士

整理番号 1 2 8 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 008326

浅井明 様

2024年11月18日

金額

¥5,500-

収 入
印 紙

但し 森田ビル 201号室 11月分看板(1)代として(2024年11月18日入金)
上記の金額正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

整理番号 1 2 8 - 3

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

領 収 証

No. 008345

浅井 明 様

2024年12月20日

金額

¥5,500-

収 入
印 紙

但し 森田ビル 201号室 2024年12月分看板(1)代として
上記の金額正に領収いたしました (2024年12月3日入金)

内 訳

税抜金額

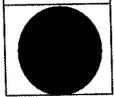
消費税額等 (%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

128-4 建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2 階部分	35.34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日 から	3年0月間
終期	2026年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の	3	ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引		円			円
礼金		円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名		口座種別		
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者		持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

128-5

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。

この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。

貸主は借主に対し書面により承諾することとする。

・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(別途法定消費税)を支払うこととする。

・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

・消費税の税率に応じて消費税額相当分変動するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 5 年 6 月 10 日

貸主	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
	電話番号	[Redacted]
借主	住所	埼玉県越谷市越ヶ谷 1-8-6
	氏名	浅井 明
	電話番号	048 (962) 5777
連帯保証人	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
	電話番号	[Redacted]
	極度額	3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士	(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)
取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 国土交通大臣 (4) 第 6029 号	免許証番号 第 号
事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-	事務所所在地
商号 株式会社 ベストハウジング	商号
代表者等 八巻 康雄	代表者等
登録番号	登録番号 第 号
宅地建物取引士	所属する事務所 本店 宅地建物取引士

整理番号			4	4
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>令和 6 年 10 月 01 日</p> <p style="text-align: center;">他</p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">6</td> <td style="width: 20px;">4</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>		2	6	4	0	0	0
	2	6	4	0	0	0				
<p>使 途</p>	<p>事務所家賃費(令和6年10月～令和6年12月の3ヶ月分)</p>									

領収書等貼付欄

③事務所家賃 110,000円(1か月)×3か月=330,000円
 330,000 円 × 0.8 = 264,000 円
 政務活動に使用する割合が8/10であるため

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

44-1

領収証

美田むねあき県政事務所様

No. _____

★

¥ 110,000 -

但

令和6年10月分事務所家賃費にて

令和6年10月1日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

収入

印紙

コクヨ ウケ-1097

領収証

美田むねあき県政事務所様

No. _____

★

¥ 110,000 -

但

令和6年11月分事務所家賃費にて

令和6年11月1日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

収入

印紙

コクヨ ウケ-1097

領収証

美田むねあき県政事務所様

No. _____

★

¥ 110,000 -

但

令和6年12月分事務所家賃費にて

令和6年12月1日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

収入

印紙

コクヨ ウケ-1097

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所			階 号室
	所在地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91			区画番号()
	構造	(登記簿)三郷市采女1丁目91番地			
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年	9月
	面 積	115.08㎡の一部			
附 属 施 設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2022年 4月 1日 から	2025年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2022年 4月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家財 保険料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	埼玉県三郷市采女1-91
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先	(氏 名)
(担当者)	(自 宅)TEL

(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。
2. 駐車場1台含めるものとします。
3. 2か月前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年1月27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	美田宗亮	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
	極度額	円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティ	商号又は名称	
	代表者の氏名	小林 充則	代表者の氏名	Ⓜ
	免許証番号	埼玉県 知事 (1)第 24414号	免許証番号	大臣 知事 ()第 号
	免許年月日	令和3年 2月 18日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引士	氏 名	[Redacted]	氏 名	Ⓜ
	登録番号	[Redacted]	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社KBMプロパティ 埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※Ⓜは原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができる

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があつたときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

整理番号 108

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">令和 6年 10月 4日</p>	<p>支出額</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">百万</td> <td style="width: 20%;">千</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">346</td> </tr> </table>	百万	千	円		5	346	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
百万	千	円						
	5	346						

使 途 廃棄物処理代 $5,940 \times 0.9 = 5,346$

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>キャッシュサービスご利用明細</p> <p>毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 0.8em;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</td> <td>XXXXXXXXXX</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>38052</td> <td>06-10-04</td> <td>13:42</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥5,500</td> <td>¥440</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認 証</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">百 千 円</td> </tr> </table> <p>お振込明細またはご案内 電信</p> <p>お受取人 埼玉縣信用金庫 鴻巣支店 普通 0507032 1) サツマ マシヨウテン様</p> <p>ご依頼人 カネコウタセイムカット"ウツ"ムシヨ様</p> <p>電話番号 XXXXXXXXXX 取扱番号 300040</p> <p style="font-size: 0.7em;">*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 → 印紙税申告納付につき浦和事務所承認済</p>	取引銀行	取引店	口座番号	0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	取扱店	お取引日	時刻	38052	06-10-04	13:42	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥5,500	¥440	お取引後の残高(円)		おつり	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認 証			百 千 円			<p style="font-size: 1.5em;">廃棄物処理代 9月分</p> <p style="font-size: 1.5em;">(可燃・不燃・79、資源等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>別紙明細</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em;">440円 [振込手数料]</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; font-size: 0.8em;"> <p>しないこと。 が足りない場合は、別紙を使用すること。 (蓋)を付すこと。)</p> </div>
取引銀行	取引店	口座番号																													
0017	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX																													
取扱店	お取引日	時刻																													
38052	06-10-04	13:42																													
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																													
振込	¥5,500	¥440																													
お取引後の残高(円)		おつり																													
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX																															
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 認 証																															
百 千 円																															

※領収書等には、①千円、②五百円、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

請求書

2024年10月1日

登録番号

T-1030002082644

金子ゆう太 県政事務所

様

製鉄原料
有限会社 笹島商店

埼玉県鴻巣市雷電1丁目3番15号
電話 048(541)0637 (542)5177
電話 0493(54)5977
FAX 048(541)8870

下記のとおり

申し上げます

税込合計金額

¥5,500

税率

10%

消費税額

500

月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)				摘要
9/	1 廃棄物処理代	1 式	5,000.00			500	00	
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11 【お振込先】 埼玉県信用金庫 鴻巣支店							
	12 (普) 0507032							(有) 笹島商店
	合計					500	00	

整理番号 72-1

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	6 年 10 月 4 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">203</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">688</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		203	688
百万	千	円							
	203	688							
使途	事務所賃借料+振込手数料 (11.12.1月分) $75000 \times 3 = 225,000$								

領収書等貼付欄 ⑤鈴木正人 支払先(株)JST	埼玉県議会自由民主党議員団 $(225000 + 1320) \times 0.9$ $= 203,688$
---------------------------------------	--

別紙明細

1320 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 72-2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38804	06-10-04	12:13	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		硬貨	認証
(1万円) (5千円) (1千円)		円	円
お振込明細またはご案内			
お受取人	カワク`チツキン		
	ツキ		
	普通 0810281		
	カ)コスモ様		
ご依頼人	登録番号 0007		
	スス`キマサト セイムカット`ウツ`ムツヨ様		
電話番号		印紙税申告納	
取扱番号 300041		付に`浦和	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
49106	06-11-06	12:20	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		硬貨	認証
(1万円) (5千円) (1千円)		円	円
お振込明細またはご案内			
お受取人	カワク`チツキン		
	ツキ		
	普通 0810281		
	カ)コスモ様		
ご依頼人	登録番号 0007		
	スス`キマサト セイムカット`ウツ`ムツヨ様		
電話番号		印紙税申告納	
取扱番号 300040		付に`浦和	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-12-06	10:56	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥75,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		硬貨	認証
(1万円) (5千円) (1千円)		円	円
お振込明細またはご案内			
お受取人	カワク`チツキン		
	ツキ		
	普通 0810281		
	カ)コスモ様		
ご依頼人	登録番号 0007		
	スス`キマサト セイムカット`ウツ`ムツヨ様		
電話番号		印紙税申告納	
取扱番号 400012		付に`浦和	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

72-3

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ (以下「甲」という。)と借主 鈴木正人 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / ()階建/全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
面 積	49.55㎡			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家財保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附属施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No.	[REDACTED]			本
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

72-4

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。</p> <p>明け渡し時には中には何もない状態で引き渡すものとする。</p> <p>更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。</p> <p>事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>

172-5

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	()第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名	[REDACTED]	氏名	㊟
	登録番号	[REDACTED]	登録番号	知事第 号
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 73-1

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
------------------------------	--

支出年月日	6 年 10 月 4 日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">30</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">888</td> </tr> </table>	百万	千	円		30	888
百万	千	円							
	30	888							

~~6年11月6日、6年12月6日~~

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	契約駐車場代 + 振込手数料 (11、12月分) 11,000 × 3 = 33,000
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

⑤ 鈴木正人 33,000 + 1,320 = 34,320

支払先(有)東久土地 34,320 × 0.9 = 30,888

別紙明細

1,320

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 73 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38804	06-10-04	12:12	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証	
円 円 円		円	

お振込明細またはご案内
お受取人
トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキユウトチ様
登録番号 0001
ご依頼人
入ス"キマサト セイムカツト"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 300040
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
49106	06-11-06	12:18	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証	
円 円 円		円	

お振込明細またはご案内
お受取人
トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキユウトチ様
登録番号 0001
ご依頼人
入ス"キマサト セイムカツト"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 300039
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-12-06	09:42	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証	
円 円 円		円	

お振込明細またはご案内
お受取人
トウキョウツツキン
ツキ
当座 0200261
1) ケイキユウトチ様
登録番号 0001
ご依頼人
入ス"キマサト セイムカツト"ウツ"ムツヨ様

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 300013
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東2-3248-1

名称 富久前 駐車場

番号 No. [redacted]
賃料 1ヶ月 金 11,000 円也 (消費税込 10%)
敷金 金 [redacted] 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和6年5月16日より令和7年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約すること出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

特約条項

振込先 [redacted]

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和6年5月15日

貸主(甲) 住所 埼玉県富士見市水谷東3-33-14 [redacted]
氏名 有限会社 恵久土地
代表取締役 市川 理恵子
電話 [redacted]

借主(乙) 住所 埼玉県志木市中宗岡1-1-2
氏名 鈴木 正人
電話 048-476-7525

仲介人 住所 [redacted]
氏名 [redacted]
電話 [redacted]
取引主任者 氏名 [redacted]
登録番号 [redacted]

73-3

整理番号 75-1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7 :事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	---

支出年月日	6 年 10 月 4 日 6年11月6日、6年12月6日	支出額	百万 千 円 1 4 9 4 9 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	---	-----	---

使 途	廃棄物処理代+振込手数料 (9、10、11月分) $16610 \times 0.9 = 14949$
-----	--

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

$5500 \times 3 = 16500$
⑤ 鈴木正人 $16500 + 110 = 16610$

支払先 大村協賛
 (印)

別紙明細

110 [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 75 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
38804	06-10-04	12:12	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ(カ様
登録番号 0002
ススキマサト セイムカット ヲウツ ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 040003

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
49106	06-11-06	12:19	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ(カ様
登録番号 0002
ススキマサト セイムカット ヲウツ ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 060001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
38841	06-12-06	09:42	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,500	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	円
円	円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマリツナ
ツキ
普通 0619492
オオムラツヨウツ(カ様
登録番号 0002
ススキマサト セイムカット ヲウツ ムツヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 060001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

75-3

出力日：2024/10/02 16:38

請求書



請求先 (発行先コード)	
〒353-0002 埼玉県志木市 中宗岡1-1-2	
TEL：048-476-7525	
鈴木正人事務所	御中

請求元	
〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20	
TEL：048-472-0328	
大村商事株式会社	
登録番号：T1030001045239	

請求書発行日	2024年10月2日(水)
請求書番号	000030123
締日	2024年9月30日(月)
支払期限	2024年10月31日(木)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名：廃棄物処理代

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 オムラヨウジ(カ) (0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 オムラヨウジ(カ)
備考	

75-4

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/09/30	廃棄物処理代9月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--
2024/09/30	段が-#収集運搬費	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--

175-5

請求書



請求先 (発行先コード: [REDACTED])

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

TEL : 048-476-7525

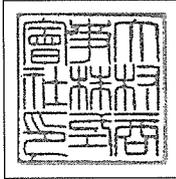
鈴木正人事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20

TEL : 048-472-0328
大村商事株式会社



登録番号 : T1030001045239

請求書発行日	2024年11月4日(月)
請求書番号	000032526
締日	2024年10月31日(木)
支払期限	2024年11月30日(土)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名 : 廃棄物処理代

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 オムラヨウジ(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 オムラヨウジ(カ)
備考	

75-6

請求元：大村商事株式会社

出力日：2024/11/05 09:46

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号	部門				備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/10/31	廃棄物処理代10月分	4,000	1	式	4,000 (課税 10%)		
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--
2024/10/31	段ボール収集運搬費	1,000	1	式	1,000 (課税 10%)		
		[REDACTED] 鈴木正人事務所					
			--				--

75-7

出力日 : 2024/12/04 09:45

請求書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX)

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

TEL : 048-476-7525

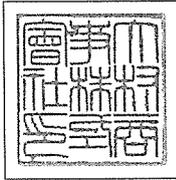
鈴木正人事務所

御中

請求元

〒353-0003
埼玉県志木市下宗岡
2-18-20

TEL : 048-472-0328
大村商事株式会社



登録番号 : T1030001045239

請求書発行日	2024年12月4日(水)
請求書番号	000034492
締日	2024年11月30日(土)
支払期限	2024年12月30日(月)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
------	---------

件名 : 廃棄物処理代

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500

10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)	5,500
------------	-------	------	-----	-----------	-------

支払方法	銀行振込
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材ムリヨウジ(カ)
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材ムリヨウジ(カ)
備考	

175-8

請求元：大村商事株式会社

出力日：2024/12/04 09:45

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2024/11/30	段ボール収集運搬費	1,000	1	式	1,000	(課税 10%)	
		鈴木正人事務所					
			--				--
2024/11/30	廃棄物処理代11月分	4,000	1	式	4,000	(課税 10%)	
		鈴木正人事務所					
			--				--

整理番号			96
------	--	--	----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">6</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">10</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</div>日 11/5, 12/5 </div>
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> $68,200 \times 3$ $= 204,600$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 184140 </div> 円 </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">(按分した場合の積算方法 $204,600 \times 9/10 = 184,140$)</p>
使 途	<p>事務所家賃 (R6.10~12月分)</p>
支 出 先	<p>(株) サニハウジング</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 榮 寛美

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大島ハイツ		1 階	101号室	
	所在地	(登記簿) 春日部市南四丁目 3520番地21、3520番地22 (住居表示) 埼玉県春日部市南四丁目26-4				
	種 類	アパート	家屋番号	3520番21		
	構 造	木造			/	2 階建
	面 積	専有(壁芯) 20.00 m ² (約 6.05坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)		
物件の所有者	(住所)	[Redacted]				
	(氏名)					
頭書(2) 賃 賃 借 条 件	使用目的	事務所				
	賃 料	月額 66,000 円(うち消費税 6,000 円)	敷 金	(賃料の 1ヵ月分) (金額) 60,000 円		
	管 理 費	月額 円(うち消費税 円)		礼 金	(賃料の 1ヵ月分) (総額) 66,000 円 (うち消費税) 6,000 円	
	共 益 費	月額 2,200 円(うち消費税 200 円)	権 利 金		(総額) 円 (うち消費税) 円	
	駐 車 料	月額 円(うち消費税 円)			更 新 料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
	付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更 新 子 敷 料	新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	雑 費	月額 円(うち消費税 円)		保 証 金 の 償 却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならぬ。)	
	保 険 料	総額 19,000 円(うち消費税 円)	契 約 期 間		令和5年06月02日 から 令和7年06月01日 迄の 2年 0ヵ月 0日間	
	保 証 料	68,200 円		借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 カ月の経過をもって発生する。	
	保 証 金	円(3.3m ² 当たり 円)	賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限		(住所)	
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		(氏名)		
	保証金の償却	円		振込先		
	振込先	口座No.		振込金額合計 (記入欄付之の振込とする) 68,200 円		
口座名義人	口座引落 委託会社名 保証会社					
支払方法	翌月分を毎月 27 日迄に前払(翌月分前払)。 但し、振込の場合は、27日までに入金を確認できるものとする。					

頭書(3) その他	付属施設	[Redacted]						
	貸主 の 鍵一 覧	No.	[Redacted]			No.	[Redacted]	
		No.	[Redacted]			No.	[Redacted]	
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 令和5年06月02日				ポストボックス [Redacted]				

頭書(4) 特約事項	別紙、特約事項を参照してください。
---------------	-------------------

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

令和5年5月26日

		貸主・甲		借主・乙	
住所	〒344-0021 埼玉県春日部市大場1057番地1	〒	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
電話番号	048-739-1235				
氏名	[Redacted] 貸主代理人 株式会社サンハウジング 代表取締役 金子 勝博			榮 寛美	
乙の連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	印		印	
保証機関	エルズサポート(株)				
(緊急時の連絡先)	〒 [Redacted] (住所) (氏名) [Redacted]	(電話番号)	[Redacted]	(乙との関係)	[Redacted]
媒介業者			媒介業者		
免許番号	埼玉県知事(2)第22757号	免許番号	埼玉県知事(16)第066号		
主たる事務所	埼玉県春日部市大場1057番地1	主たる事務所	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5		
商号	株式会社サンハウジング	商号	株式会社マルヤ住		
代表者	代表取締役 金子 勝博	代表者	代表取締役 新井		
宅地建物取引士			宅地建物取引士		
登録番号	[Redacted]	登録番号	[Redacted]		
氏名	[Redacted]	氏名	[Redacted]		
事務所名	株式会社サンハウジング	事務所名	[Redacted]		
所在地	埼玉県春日部市大場1057番地1	所在地	埼玉県春日部市中央1丁目1番地5		
電話	048-739-1235	電話	TEL048-761-3737 FAX048-761-7010		

整理番号 1 1 5

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	^{令和} 6 年 10 月 7 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 25px; height: 20px; text-align: center;">900</td> </tr> </table>	百万	千	円		9	900
百万	千	円							
	9	900							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所浄化槽点検 (浄化槽維持管理 3ヶ月毎に1回 年4回)</p> <p style="text-align: right;">$11,000 \times 0.9 = 9,900$</p>
----	--

<p>領収書等貼付欄</p> <p>06-10-07 .振替</p>	<p style="text-align: center;">金子裕太 埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="text-align: center;">*11,000 BSS(タカマツヨウシ)</p> <p style="text-align: center;">事務所浄化槽点検 (浄化槽維持管理)</p> <p style="text-align: center;">3ヶ月毎に1回 年4回 年額 11,000円</p> <p style="text-align: right;">[振込手数料]</p>
---	--

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

委 託 契 約 書

委託業務の名称 浄化槽の維持管理

上記業務の委託については、委託者^{金子ゆう太} ~~景政調査事務所~~を甲とし受託者 高松商事(株)乙とし下記条項により業務委託契約をいたします。

- 1条 乙は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省第35号)第7条に定める維持管理の基準及び別紙浄化槽維持管理仕様書により実施します。尚、清掃は別途料金となります。
- 2条 委託期間は 令和5年 10月 13日より 年 月 日までとする。
- 3条 委託手数料は、3ヶ月毎に1回、年4回、維持管理費年額 11,000円(税込)。
- 4条 乙は本契約に基く業務を第三者に委託してはならない。
- 5条 本契約に基く業務施行に当り物件に生じた損害または第三者に及ぼした損害は乙の負担とする。ただし乙の責任外のものはこの限りではない。
- 6条 乙は専門的知識及び技術を有する管理技術者に技術上の実務を行わせる。
- 7条 乙は維持管理業務を行うときは甲の立合いを受け業務完了後は維持管理記録に必要事項を記録する。
- 8条 乙は第3条に定める委託手数料の支払いについて、当該月末日までに甲に請求書を提出するものとする。
- 9条 甲は、乙が次の各項に該当すると認めるときは本契約を解除することができる。
 1. 正当な理由なしに委託業務を行わないとき。
 2. 委託業務の実施に当り、別紙仕様書に違反したとき。
 3. 第4条の規定に違反したとき。
 4. その他乙が本契約の目的を達成する見込みのないとき。

第10条 消毒薬価は乙の負担とする。

第11条 この契約期間満了30日前までに甲が乙に対して解約の通知をしないときはこの契約更新とみなし、そのまま効力をもつものとする。

第12条 本契約に定めていない事項については必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

※浄化槽法第十一条第一項に規定する水質に関する検査を1年に1度受検することが望ましい。

本契約の証として、契約書2通を作成し、当事者記名調印のうえ各自1通を保有するものとする。

2023 年 10月 13日

住所 埼玉県鴻巣市大間 798-3
甲 氏名 金子 裕太 景政調査事務所
電話 代表 金子 裕太 048-594-9901
乙 埼玉県鴻巣市上谷1824-1
高松商事株式会社
代表取締役 高松 幸